

# 日本型金融システムに立脚した企業再建の有用性の検討 ～1997年以降の事例研究をもとに～

飛田 努

本研究は、1997年秋の金融危機以後に見られる銀行による経営不振企業への支援がどのように行われているのかをケーススタディや実証分析を用いて分析することと、そうした間接金融システムに立脚した企業再建システムが財務構造にどのような影響を与えたのか、またその有用性はあったのかを検証するものである。

本研究によって明らかになったのは、①企業財務構造の「二極化」現象が起きている中で、経営状態が良好な企業は銀行借入を減少させているのに対し、経営不振企業は借入金への依存度が高めていたこと、②金融危機の発生によって危機状態にあった民間銀行の機能を補完するために政府系金融機関が一部の大企業に資金繰りをつける融資を行い、それによって経営危機を脱した企業があったこと、③「二極化」現象の中で、経営不振企業の短期流動性を高める効果が銀行融資にはあったことである。すなわち、1999年までを対象としたとき、銀行が経営不振企業に対して行った融資は苦しい資金繰りを支えるために有効であったということが明らかになった。

次に、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決が謳われた2001年4月の緊急経済対策の前後を1つの区切りとして、私的整理による処理策の1つである債権放棄の妥当性と法的整理である民事再生法による再建を図る企業に対するDIPファイナンスの現状を検討した。この時期に行われた銀行による経営不振企業への支援をケーススタディによって分析したところ、①経営不振企業に対する債権放棄は、過剰債務の状態から脱し、資金繰りを安定させる上では有用性があり、その限りにおいては経営不振企業の再建を図る上での支援策として妥当性があること、企業の再建を図るには、銀行からの支援が行われれば良いという訳ではなく、支援を受けた企業が効果的な再建策を策定し、短期間で効果的な再建を実行することが必要であるとも指摘した。、②DIPファイナンスには、銀行が債権査定を行う上でいくつかの問題を抱えるものの、法的整理を申請した企業が再建を図るには有用であることが明らかになった。

以上のことから、日本における間接金融システムに立脚した経営不振企業の支援・再建には、依然として有用性が認められると考えられる。